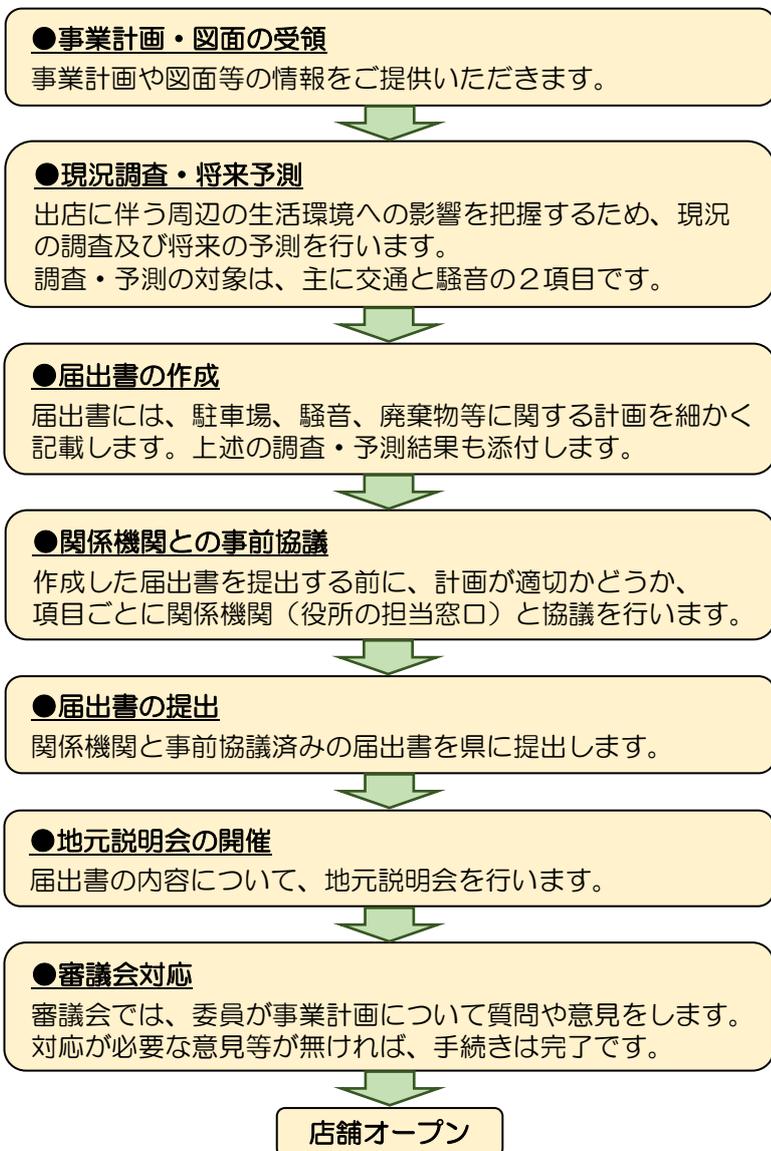


# 大規模小売店舗立地法に基づく 手続き業務のご案内

物販部分の面積が1,000㎡以上の小売店舗の新設、又は営業時間の変更等を行う場合、大規模小売店舗立地法（大店立地法）の手続きを行う必要があります。

当協会は、環境コンサルタントと環境調査の両部門を有しているため、大店立地法の手続きに必要な作業を迅速かつワンストップで行うことができます。自治体や地域住民との調整力、調査・予測に関する確かな技術力で手続きを円滑に進め、いち早い店舗のオープンに尽力します。開店後、環境面でのトラブルが発生した場合にも、適切な対策を検討し、事業者様が安心して運営できる店舗づくりをサポートします。

◆大店立地法の手続き業務の流れ◆ ※届出書の提出まで3～6ヶ月、手続き完了まで1年程度を要します。



交通量調査



関係機関との協議



地元説明会